# 皇室事項

**行幸啓御日程**

天皇皇后両陛下の広島県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　十二月三日

皇居（半蔵門）御出門
東京国際空港御発　特別機
広島空港御着
広島市佐東公民館
広島県安佐南区八木地区役所
お泊所　リーガロイヤルホテル広島

第二日　十二月四日

広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）
広島原爆養護ホーム矢野おりづる園
リーガロイヤルホテル広島
西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所志和料金所
広島空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

天候不良等の場合

第二日十二月三日特別機が四時間飛行延期の場合は、同日及び翌四日の御日程を次のとおり変更する。

十二月三日

皇居（半蔵門）御出門
東京国際空港御発　特別機
広島空港御着
西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所志和料金所
リーガロイヤルホテル広島
お泊所　リーガロイヤルホテル広島

十二月四日

広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）
広島原爆養護ホーム矢野おりづる園
リーガロイヤルホテル広島
広島県安佐南区八木地区
広島市佐東公民館
広島空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

第二日十二月三日特別機が欠航の場合は、東京御発を翌四日とし、同日の御日程を次のとおり変更する。

十二月四日

皇居（半蔵門）御出門
東京国際空港御発　特別機
広島空港御着
西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所志和料金所
広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）
リーガロイヤルホテル広島
広島県安佐南区八木地区
広島市佐東公民館
広島空港御発　特別機
東京国際空港御着
還幸啓

# 官庁報告

## 労　働

**船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示**

国土交通省最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、全国内航鋼船運航業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第５号）、海上旅客運送業最低賃金（平成８年運輸省最低賃金公示第６号）、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金（平成14年国土交通省最低賃金公示第２号）及び漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．全国内航鋼船運航業最低賃金第４項中「242,350円」を「243,350円」に、「225,900円」を「226,900円」に、「183,750円」を「184,750円」に、「174,450円」を「175,450円」に改める。

２．海上旅客運送業最低賃金第４項中「239,250円」を「240,250円」に、「185,150円」を「186,150円」に、「178,250円」を「179,000円」に改める。

３．漁業（遠洋まぐろ）最低賃金第５項中「199,000円」を「199,300円」に改める。

４．漁業（大型いか釣り）最低賃金第５項中「203,100円」を「203,300円」に改める。

附　則

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

**最低賃金の改正決定に関する公示**

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間790円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月27日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間725円」を「１時間738円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月27日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間763円」を「１時間776円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月27日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間750円」を「１時間765円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月27日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

千葉労働局長　小澤　真一

第４号中「１時間843円」を「１時間855円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

新潟労働局長　梅澤　眞一

第４号中「１時間813円」を「１時間827円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成24年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 20 日

福井労働局長　加藤　滋穂